

令和5年度

定期総会議案

日時 令和5年4月28日(金) 午後1時
会場 西荻地域区民センター 第3・4集会室

西荻地域区民センター協議会

総 会 次 第

- 一 開会の言葉
- 二 会長挨拶
- 三 来賓挨拶
- 四 議長選出
- 五 議事録署名委員指名
- 六 議事
 - (1) 新委員(案) 議案 第1号
 - (2) 令和4年度事業報告 議案 第2号
 - (3) 令和4年度会計決算報告 議案 第3号
 - (4) 会計監査報告 議案 第4号
 - (5) 令和5年度事業計画(案) 議案 第5号
 - (6) 令和5年度会計予算(案) 議案 第6号
 - (7) 会則の一部改正(案) 議案 第7号
- 七 来賓紹介
- 八 閉会の言葉

新委員 (案)

氏名	選出区分
野田 栄一	町会・地域団体
西山 正樹	町会・地域団体
富田 幸路	町会・地域団体
大矢 公子	民生・児童委員
松下 佳世	PTA
引田 秋生	公募
大保 典子	公募
石渡 房江	公募
佐藤 篤	公募
山村 陵子	公募
三澤 和宏	公募

継続委員

氏名	選出区分
佐藤 俊善	町会・地域団体
升谷 茂樹	町会・地域団体
山田 康嗣	町会・地域団体
秋田 さかえ	町会・地域団体
吉田 明子	町会・地域団体
水津 敬子	町会・地域団体
中村 美奈子	町会・地域団体
藤堂 義人	公募

令和4年度 事業報告

総務部

項目	内容	
定期総会	4月22日(金)	
役員会	12回	月1回(原則最終金曜日)
委員会	12回	月1回(原則第2金曜日)
部会	4部会合計 76回	各部二週1回程度、臨時部会
委員研修	館内研修7月5日(火)	西荻 人にやさしいモノことプロジェクトの研修
	館内研修10月7日(金)	個人情報保護法とプライバシーポリシーについて
	館外研修12月15日(木)	杉並清掃工場見学
会計監査	半期ごとに1回	4月、10月
七館会長会	3回	8月、12月、2月
七館各部連絡会	4回	総務部・広報部・講座運営部・地域交流部
P T A 懇談会	11月22日(火)	小中学校P T A関係者
地域懇談会	11月15日(火)	地域の町会等の関係者

広報部

<p>■ ホームページ委員会の開催：原則 毎月第2金曜日 ホームページ 更新作業：原則 毎月ホームページ委員会開催の一週間後</p> <p>■ 広報誌「なかま」年4回(6月、9月、12月、3月)発行：発行部数 9,000部</p>	
日付 号数	内容
6月15日 291号	◎ちびっこまつり2022のお知らせ◎西荻区民事務所、西荻南区民集会所移転のお知らせ ◎特集 区立公園シリーズ「西荻南児童公園」「松庵梅林公園」 ◎令和4年度 定期総会の報告 ◎終了イベントの報告・特別講座 角田光代トークショー「この町で物語と暮らしを紡ぐ」 ・春休みイベント「オリジナル缶バッジをつくろう」 ◎地域イベントのレポート 講演会「ミツバチの不思議をさぐる」
9月15日 292号	◎特集 区立公園シリーズ「大宮前公園」「松庵わかさ公園」 ◎西荻地域区民センター協議会委員募集のお知らせ ◎終了イベントの報告・「ちびっこまつり2022」・講座「現場のプロから学ぼう～認知症介護のポイント～」・協議会委員向け館内研修「西荻 人にやさしいモノ・ことプロジェクト」
12月15日 293号	◎西荻地域区民センター協議会委員募集のお知らせ ◎西荻センターまつり2023のお知らせ ◎特集 区立公園シリーズ「新町鳥居先公園」「道灌公園」 ◎終了イベントの報告・杉並区区制施行90周年記念冠事業「内田秀五郎と井荻町土地区画整理」・協働事業「西荻 人にやさしいモノ・ことプロジェクト」「第29回 I o g i フェスタ」 司法書士講演会「大きく変わる不動産の相続～登記が義務化される?」「西荻・善福寺オープンサロンがやってきた!」 コミュニティーすくえる「善福寺公園の自然と歴史」 ◎地域イベントのレポート「すぎなみフェスタ」「バリアフリー映画会『瞽女GOZE』」
3月15日 294号	◎防災フォーラム2022「楽しみながら続けられる防災」の報告 ◎特集 区立公園シリーズ「善福寺さくら公園」「西高井戸児童公園」 ◎終了イベントの報告・協働事業「上荻元気まつり」「新春さずなまつり」「いおぎ丸応援バザー」・特別講座「碁盤の上の春夏秋冬」・講座「日本の古典を楽しむ～源氏物語はおもしろい!」「楽しく使おう!半歩すすんだスマホ教室」・協議会委員向け館外研修「杉並清掃工場」・「P T A 懇談会」「地域懇談会」

地 域 交 流 部

事業名	実施日・場所	内容	参加者数
ちびっこまつり2022	6月26日(日) 西荻地域区民センター	地域の保育園・幼稚園児童の作品展示、地域PRビデオ上映、各種ワークショップなど	約 850名
伝統芸能交流会	11月26日(土) 西荻地域区民センター	伝統芸能を継承している地域の団体の親睦を深める交流会を開催 (参加団体を公募し6団体が応募)	4団体
西荻センターまつり2023	3月5日(日) 西荻地域区民センター	伝統芸能交流発表会、縁日、展示、ワークショップ、なみすけ撮影会、プラネタリウム上映、苗木de募金、中学校吹奏楽部、管弦楽演奏などステージ発表、区制施行90周年記念事業浪曲口演・阿波おどり	1016名

講 座 運 営 部

講座名	実施日・場所	講師	参加者数
現場のプロから学ぼう ～認知症介護のポイント	7月16日(土) 西荻地域区民センター	(株) Professional Works 代表取締役 島田 孝一	24名
杉並区区制施行90周年記念 冠事業講演会「内田秀五郎と 井荻町土地区画整理」	9月17日(土) 西荻地域区民センター	元郷土博物館館長 寺田 史朗	38名
東洋大学講師派遣事業共催 「日本の古典を楽しむ ～源氏物語はおもしろい！」	11月23日(水) 西荻地域区民センター	東洋大学名誉教授 河地 修	29名
【特別講座】 囲碁棋士・小松英子四段が語る 「碁盤の上の春夏秋冬」	12月3日(土) 西荻地域区民センター	囲碁棋士 小松 英子	22名
楽しく使おう！ 「半歩すすんだスマホ教室」	2月14日(火) 西荻地域区民センター	NPO法人 竹箒の会 橋詰 信子	19名
合計 5講座			132名

協働事業

事業名	実施日・場所	協働先	内容	参加者数
井草センターまつり	9月10日(土) 井草地域区民センター	西荻 人にやさしいモノ・ことプロジェクト	西荻人にやさしいモノ・ことプロジェクトのパネルおよび共用品の展示	268名
司法書士講演会 「大きく変わる不動産の相続～登記が義務化される？」	10月8日(土) 西荻地域区民センター	東京司法書士会 杉並支部	相続手続きの基本と不動産相続時の登記の義務化について	23名
第29回 Iogi フェスタ ～井荻小 秋まつり～	10月8日(土) 井荻小学校	井荻小学校PTA	ゲームコーナー、ワークショップ、トレジャーハントなど	359名
西荻・善福寺オープンサロンがやってきた！ ～まちと暮らしを楽しむヒント～	10月16日(日) 西荻地域区民センター	西荻・善福寺オープンサロンDay実行委員会 西荻 人にやさしいモノ・ことプロジェクト	12団体のサロン展示や体験コーナーと西荻 人にやさしいモノ・ことプロジェクトのパネル、共用品の展示	73名
コミュニティーすくーる 「善福寺公園の自然と歴史」	10月22日(土) 善福寺公園	善福寺公園サービスセンター	善福寺池を一周しながら、善福寺公園の自然と歴史を学んだ	12名
防災フォーラム2022	11月19日(土) 西荻地域区民センター	NPO法人 防災コミュニティネットワーク	防災講話、情報交換会、防災展示、応急救命体験、D級ポンプ操作体験他	93名
いおぎ丸応援バザー	11月23日(水) 井荻小学校	井荻小学校学校支援本部いおぎ丸	缶バッジ無償提供、ディッシュリユース、焼きそば手伝い	500名
上荻元気まつり	11月26日(土) 西荻地域区民センター	上荻元気プロジェクト	元気体操、健康測定、園児作品展示、人形劇、ワークショップ他	106名
新春きずなまつり	1月15日(日) 神明通り まちナカ・コミュニティ西荻みなみ	まちナカ・コミュニティ西荻みなみ	スタンプラリー	95名

令和4年度 会計決算報告書

(単位:円)

項目	収入決算額	支出決算額	執行残額
区補助金	6,100,000	4,267,409	1,832,591 区への返還金
自主財源	521,447	187,723	333,724 次年度繰越金
合計	6,621,447	4,455,132	2,166,315

(収入の部)

(単位:円)

科目		予 算 額	収入済額	差 額	備 考
款	項				
	区補助金	6,100,000	6,100,000	0	
	諸収入	25,000	41,478	16,478	
	事業参加者負担金	5,000	0	△ 5,000	受講料等
	雑入	20,000	41,478	21,478	模擬店売上、預金利子等
	繰越金	479,969	479,969	0	
	合計	6,604,969	6,621,447	16,478	

(支出の部)

(単位:円)

科目		当初予算額	流用・充当	予算現額	支出済額	執行残額
款	項					
	事業費	3,565,000	0	3,565,000	2,179,566	1,385,434
	集団事業費	980,000	0	980,000	376,543	603,457
	学級講座費	125,000	0	125,000	63,035	61,965
	協働事業費	600,000	0	600,000	283,727	316,273
	広報活動費	1,350,000	0	1,350,000	1,256,200	93,800
	懇談会費	50,000	0	50,000	6,739	43,261
	事務費	400,000	0	400,000	159,752	240,248
	保険料	60,000	0	60,000	33,570	26,430
	委員活動費	2,580,000	0	2,580,000	2,100,000	480,000
	委員研修費	70,000	0	70,000	9,390	60,610
	事務局運営費	270,000	0	270,000	166,176	103,824
	予備費	119,969	0	119,969	0	119,969
	合計	6,604,969	0	6,604,969	4,455,132	2,149,837


監 査 報 告

令和 5年 4月 6日


西荻地域区民センター協議会

会長 佐藤 俊善 様

会計監事

水津敬子 

会計監事

引田秋生 

西荻地域区民センター協議会監査規則第4条に基づき、下記のとおり定例検査を実施したので、報告いたします。

記

- 1 日時 令和 5年 4月 6日
- 2 会計 令和4年度における収支会計
- 3 監査資料
 - (1) 協議会収入計算書
 - (2) 協議会支出計算書
 - (3) 領収書等の証拠書類

関係書類を照合した結果、いずれも財務処理の適正が確保されている。

以上

令和5年度 事業計画(案)

担 当 部	項 目	内 容
総 務 部	総 会	定期総会 (4/28)
	役 員 会 ・ 委 員 会	役員会 12回 ・ 委員会 12回
	部 会	160回 (4部×40回)
	委 員 研 修	2回 (館内研修1回、館外研修1回)
	会 計 監 査	2回
	七 館 会 長 会	3回
	七 館 各 部 連 絡 会	4回
	懇 談 会	2回
広 報 部	地域情報誌「なかま」発行	年4回発行 (6月、9月、12月、3月) (A4判・両面カラー、各号発行部数9,000部)
	ホームページ更新・充実	毎月のホームページ更新作業
地 域 交 流 部	ま つ り	集会所ちびっこまつり(6/25) センターまつり(3/2・3)
講 座 運 営 部	特 別 講 座	1回
	一 般 講 座	4回
協 働 事 業		防災フォーラム
		健康イベント
		コミュニティーすくーる
		新春さずなまつり
		講演会
		小中学校協働
		共生社会

令和5年度 会計予算(案)

収入の部

(単位:円)

科目		本年度	前年度	増減(△)	備考
款	項				
	区補助金	6,100,000	6,100,000	0	
	諸収入	35,000	25,000	10,000	
	事業参加者負担金	5,000	5,000	0	受講料等
	雑入	30,000	20,000	10,000	模擬店売上、預金利息等
	繰越金	333,724	479,969	△ 146,245	
	合計	6,468,724	6,604,969	△ 136,245	

支出の部

(単位:円)

科目		本年度	前年度	増減(△)	備考
款	項				
	事業費	3,147,500	3,565,000	△ 417,500	
	集団事業費	780,000	980,000	△ 200,000	
	学級講座費	140,000	125,000	15,000	
	協働事業費	510,000	600,000	△ 90,000	
	広報活動費	1,207,500	1,350,000	△ 142,500	なかまと共に発行
	懇談会費	40,000	50,000	△ 10,000	PTA懇談会、地域懇談会
	事務費	410,000	400,000	10,000	総会費用、渉外交際費等
	保険料	60,000	60,000	0	ボランティア保険、動産保険等
	委員活動費	2,860,500	2,580,000	280,500	
	委員研修費	77,000	70,000	7,000	
	事務局運営費	300,000	270,000	30,000	事務用品、役務費、インターネット回線料
	予備費	83,724	119,969	△ 36,245	
	合計	6,468,724	6,604,969	△ 136,245	

西荻地域区民センター協議会会則の改正について

1. 提案理由

本協議会は昭和59年7月より存続していた「西荻地域集会施設運営協議会」と同一性をもって西荻地域集会施設運営協議会に属した財産その他一切の権利義務を引き継ぎ組織名称を「西荻地域区民センター協議会」として平成22年4月に発足しました。

本協議会の会則は昭和59年8月1日制定の「西荻地域集会施設運営協議会会則」を引き継いでまいりましたが、その後時代の経過に伴い記載内容に不十分・不備な点が散見されるようになったことから令和4年5月度委員会に於いて会則等の見直しを検討実施する為の「会則改正実行委員会」の設置が議決されました。

会則改正実行委員会では、本会の継続的な発展と事業の円滑な執行を目的として、会則等の不十分・不備な点の修正を図ると同時に、運用実態に即した記載内容の見直し検討を実施し改正案を取りまとめましたので提案いたします。

2. 会則改正のポイントと概要

ポイント	概要
不備修正 明確化	委員推薦母体の明確化（委員会決定とリスト化） 定期及び臨時総会の定足数、議決権の明記 西荻地域区画の明確化と番地明記（別表1）
法対応	個人情報の条項の追加（個人情報保護法対応）
運用実態に即した適正化・明確化	サポーター制度の明記 実行委員会の明記 臨時総会の速やかな開催を可能にするための条件修正

会則の改正内容詳細については添付新旧対照表を参照下さい。

以上

西荻地区区民センター協議会会則の一部改正 新旧対照表

新 (改正案)	旧 (現行)	摘要
<p>西荻地区区民センター協議会会則</p> <p>令和5年4月28日 協議会会則第1号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 会は、別表1に定める地域の住民をもって構成する。</p> <p>第2章 運営組織</p> <p>(委員の選出)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項第1号又は第2号により選出される委員の数は同一団体2名までとする。また所定の数に満たないときは、当該不足する数により選出することができる。ただし、前項第3号により選出される委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない。</p> <p>3 委員の数が第1項各号に定める数に満たない場合、又は委員が任期途中で退任した場合は、同一区分から補欠委員を選出することができる。</p> <p>4 委員会は委員の推薦母体となる団体の追加削除等変更の必要がある場合、都度決定しリスト化する。</p>	<p>西荻地区区民センター協議会会則</p> <p>平成8年4月5日 協議会会則第1号 平成21年5月8日 協議会会則第1号 平成23年5月20日 協議会会則第1号 平成27年5月15日 協議会会則第1号</p> <p>第1章 総則</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 会は、別表に定める地域の住民をもって構成する。</p> <p>(委員の選出)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項第1号又は第2号により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数 を前項第3号により選出する委員をもって充てることができる。ただし、前項第3号により選出され る委員数は、委員総数の2分の1以下でなければならない。</p> <p>3 委員の数が第1項各号に定める数に満たない場合、又は委員が任期途中で退任した場合は、同一 区分から補欠委員を選出することができる。</p>	<p>別表番号の追加</p> <p>1 団体当たりの推薦委員の数を規定。</p> <p>委員推薦母体のリスト化と最新版管理。</p>
<p>(委員の任期)</p> <p>第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。</p> <p>3 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。ただし、<u>会長職に就いた委員はこの限りでない。</u></p> <p>4 会の運営上必要かつやむをえないと認められた場合は、委員会の承認を得て、任期(2年)満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則とする。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。</p> <p>3 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。ただし、<u>会長職に就いた委員はこの限りでない。</u></p> <p>4 会の運営上必要かつやむをえないと認められた場合は、委員会の承認を得て、任期(2年)満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。</p>	<p>委員の任期を年度単位とし解任時期を明確に規定。</p>
<p>(部及び実行委員会)</p> <p>第10条 会の活動を分担するため、次の各号に掲げる部を置く。</p> <p>(1)総務部 (2)広報部 (3)地域交流部 (4)講座運営部</p> <p>2 委員は話し合いにより、いずれかの部に属するものとする。ただし、会長、会計監事は、部員にな ることができない。</p> <p>3 各部には部員の互選によって選出した部長を置く。ただし、部の運営上必要な場合は、部員の互 選によって選出した副部長をおくことができる。</p> <p>4 会の活動を行う上で、各部の分担を越えた横断的な取り組みが必要な場合には、委員により構成 される実行委員会を置くことができる。</p> <p>5 実行委員会には実行委員を置く。</p> <p>6 実行委員長は役員会で推薦し委員会で承認する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第10条 会の活動を分担するため、次の各号に掲げる部を置く。</p> <p>(1)総務部 (2)広報部 (3)地域交流部 (4)講座運営部</p> <p>2 委員は話し合いにより、いずれかの部に属するものとする。ただし、会長、会計監事は、部員にな ることができない。</p> <p>3 各部には部員の互選によって選出した部長を置く。ただし、部の運営上必要な場合は、部員の互選 によって選出した副部長をおくことができる。</p> <p>4、5、6項追加⇒実態に 合わせ実行委員会につ いて明記。</p>	<p>組織機能と会議体の区別。 実行委員会の追加。</p>

<p>(部及び実行委員会の担当事項)</p> <p>第11条 各部及び実行委員会の担当事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)総務部</p> <p>ア.会の経理、出納に関すること</p> <p>イ.委員との連絡に関すること</p> <p>ウ.区との連絡調整に関すること</p> <p>エ.事務局に関すること</p> <p>オ.委員選出の事務に関すること</p> <p>カ.ボランティアとの懇談に関すること</p> <p>キ.他の地域活動団体とのネットワークの形成に関すること</p> <p>ク.その他、各部に属さない事項に関すること</p> <p>(2)広報部</p> <p>地域広報の立案、発行、配布及びホームページに関すること</p> <p>(3)地域交流部</p> <p>コミュニティづくりの推進に関すること</p> <p>(4)講座運営部</p> <p>文化的、体育的事業の立案及び実施に関すること</p> <p>(5)実行委員会</p> <p>会の各部署が横断的に取り組む事業に関すること</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、他団体との協働事業のうち、庶務及び調整に関することは、総務部が担当し、その他企画、立案、連絡及び実施に関することは、事業の内容等を考慮し、その都度役員会に諮り、担当する部を決める。</p>	<p>(部会)の担当事務)</p> <p>第11条 部会の担当事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)総務部</p> <p>ア.会の経理、出納に関すること</p> <p>イ.委員との連絡に関すること</p> <p>ウ.区との連絡調整に関すること</p> <p>エ.事務局に関すること</p> <p>オ.委員選出の事務に関すること</p> <p>カ.ボランティアとの懇談に関すること</p> <p>キ.他の地域活動団体とのネットワークの形成に関すること</p> <p>ク.その他、各部に属さない事項に関すること</p> <p>(2)広報部</p> <p>地域広報の立案、発行、配布及びホームページに関すること</p> <p>(3)地域交流部</p> <p>コミュニティづくりの推進に関すること</p> <p>(4)講座運営部</p> <p>文化的、体育的事業の立案及び実施に関すること</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、他団体との協働事業のうち、庶務及び調整に関することは、総務部が担当し、その他企画、立案、連絡及び実施に関することは、事業の内容等を考慮し、その都度役員会に諮り、担当する部を決める。</p>	<p>前記 文言修正</p> <p>5号追加⇒実行委員会 担当事項明記。</p>
<p>(顧問)</p> <p>第11条の2</p> <p>会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会長が会長経験者の中から委員会に諮り委嘱する。</p> <p>3 顧問の任期は、1期2年度とし2期を限度とする。</p> <p>4 顧問は、会長の諮問に応ずる。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第11条の2</p> <p>会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会長が会長経験者の中から委員会に諮り委嘱する。</p> <p>3 顧問の任期は、1期2年度とし2期を限度とする。</p> <p>4 顧問は、会長の諮問に応ずる。</p>	<p>顧問任期の年度単位を 明記。</p>
<p>(サポーター制度)</p> <p>第11条の3</p> <p>会はその事業活動にあたり協力いただけるサポーターを事前登録し、協力を依頼する事ができる。</p> <p>2 サポーターへの協力依頼の範囲はイベント等への短期間の協力活動、会の事業に対する調査や判断等を必要とする事項への協力活動とする。</p>	<p>新設</p>	<p>実態に合わせ、サポーター 一制度の条項を追加。</p>
<p>(会議の種類)</p> <p>第13条</p> <p>会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、委員会、部会、実行委員会の6種類とする。</p> <p>(会議の運営等)</p> <p>第14条</p> <p>定期総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が、部会は部長が、実行委員長が招集する。</p> <p>2 定期総会は年度の始めに、臨時総会は委員の3分の2以上の賛成を得て必要のつど開催し、次の事項の審議を行う。開催通知は、ホームページ、SNS、地域広報等で行う。</p>	<p>第3章 会議</p> <p>第13条 (会議の種類) 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の5種類とする</p> <p>(会議の運営等) 第14条 総会、臨時総会、役員会、委員会は会長が、部会は部長が招集する。 2 総会は年度の始めに、臨時総会は委員の3分の2以上の賛成を得て必要のつど開催し、次の事項の審議を行う。開催通知は、地域広報及び掲示板等をもって行う。</p>	<p>会議区分の明確化。実行 委員会追加。</p> <p>実行委員会追加。</p>

附則

1 この会則は、令和5年4月1日に施行する。

制定：昭和59年8月1日
改正・施行：令和5年4月1日

附則

1 この会則は、昭和59年8月1日から施行する。
2 平成28年7月末日で任期満了する委員にあつては、第8条1項の規定に係わらず、平成29年3月末日までその任期を延長する。

附則（平成21年5月8日会期第1号）

1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
2 この会則による改正後の西荻地域センター協議会は、この会則による改正前の西荻地域集会所施設運営協議会と同一性をもって存続するものとし、西荻地域集会所施設運営協議会に属した財産その他一切の権利義務は、西荻地域センター協議会が引き継ぐものとする。
3 この会則の施行の際、現に選出されている西荻地域集会所施設運営協議会委員についても、前項の規定を準用し、委員の任期等、第2章の規定の適用は、すべて従前の例によるものとする。

附則（平成23年5月20日会期第1号）

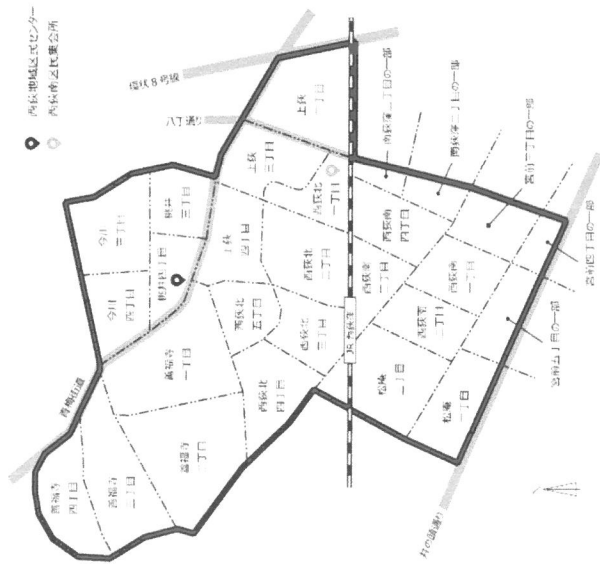
1 この会則は、平成23年5月20日から施行する。
2 この会則の改正の際、現に選出されている西荻地域センター協議会委員に関する第7条の適用については、同条の規定に関わらず、なお従前の例によるものとする。

附則（平成27年5月15日会期第1号）

この会則は、平成27年5月15日から施行する。

別表1

別表1



町名	区画	区画番号
西荻西一丁目	1丁目	101
西荻西二丁目	2丁目	102
西荻北一丁目	1丁目	103
西荻北二丁目	2丁目	104
西荻南一丁目	1丁目	105
西荻南二丁目	2丁目	106
西荻東一丁目	1丁目	107
西荻東二丁目	2丁目	108
西荻東三丁目	3丁目	109
西荻東四丁目	4丁目	110
西荻東五丁目	5丁目	111
西荻東六丁目	6丁目	112
西荻東七丁目	7丁目	113
西荻東八丁目	8丁目	114
西荻東九丁目	9丁目	115
西荻東十丁目	10丁目	116
西荻東十一丁目	11丁目	117
西荻東十二丁目	12丁目	118
西荻東十三丁目	13丁目	119
西荻東十四丁目	14丁目	120
西荻東十五丁目	15丁目	121
西荻東十六丁目	16丁目	122
西荻東十七丁目	17丁目	123
西荻東十八丁目	18丁目	124
西荻東十九丁目	19丁目	125
西荻東二十丁目	20丁目	126
西荻東二十一丁目	21丁目	127
西荻東二十二丁目	22丁目	128
西荻東二十三丁目	23丁目	129
西荻東二十四丁目	24丁目	130
西荻東二十五丁目	25丁目	131
西荻東二十六丁目	26丁目	132
西荻東二十七丁目	27丁目	133
西荻東二十八丁目	28丁目	134
西荻東二十九丁目	29丁目	135
西荻東三十丁目	30丁目	136
西荻東三十一丁目	31丁目	137
西荻東三十二丁目	32丁目	138
西荻東三十三丁目	33丁目	139
西荻東三十四丁目	34丁目	140
西荻東三十五丁目	35丁目	141
西荻東三十六丁目	36丁目	142
西荻東三十七丁目	37丁目	143
西荻東三十八丁目	38丁目	144
西荻東三十九丁目	39丁目	145
西荻東四十丁目	40丁目	146
西荻東四十一丁目	41丁目	147
西荻東四十二丁目	42丁目	148
西荻東四十三丁目	43丁目	149
西荻東四十四丁目	44丁目	150
西荻東四十五丁目	45丁目	151
西荻東四十六丁目	46丁目	152
西荻東四十七丁目	47丁目	153
西荻東四十八丁目	48丁目	154
西荻東四十九丁目	49丁目	155
西荻東五十丁目	50丁目	156
西荻東五十一丁目	51丁目	157
西荻東五十二丁目	52丁目	158
西荻東五十三丁目	53丁目	159
西荻東五十四丁目	54丁目	160
西荻東五十五丁目	55丁目	161
西荻東五十六丁目	56丁目	162
西荻東五十七丁目	57丁目	163
西荻東五十八丁目	58丁目	164
西荻東五十九丁目	59丁目	165
西荻東六十丁目	60丁目	166
西荻東六十一丁目	61丁目	167
西荻東六十二丁目	62丁目	168
西荻東六十三丁目	63丁目	169
西荻東六十四丁目	64丁目	170
西荻東六十五丁目	65丁目	171
西荻東六十六丁目	66丁目	172
西荻東六十七丁目	67丁目	173
西荻東六十八丁目	68丁目	174
西荻東六十九丁目	69丁目	175
西荻東七十丁目	70丁目	176
西荻東七十一丁目	71丁目	177
西荻東七十二丁目	72丁目	178
西荻東七十三丁目	73丁目	179
西荻東七十四丁目	74丁目	180
西荻東七十五丁目	75丁目	181
西荻東七十六丁目	76丁目	182
西荻東七十七丁目	77丁目	183
西荻東七十八丁目	78丁目	184
西荻東七十九丁目	79丁目	185
西荻東八十丁目	80丁目	186
西荻東八十一丁目	81丁目	187
西荻東八十二丁目	82丁目	188
西荻東八十三丁目	83丁目	189
西荻東八十四丁目	84丁目	190
西荻東八十五丁目	85丁目	191
西荻東八十六丁目	86丁目	192
西荻東八十七丁目	87丁目	193
西荻東八十八丁目	88丁目	194
西荻東八十九丁目	89丁目	195
西荻東九十丁目	90丁目	196
西荻東九十一丁目	91丁目	197
西荻東九十二丁目	92丁目	198
西荻東九十三丁目	93丁目	199
西荻東九十四丁目	94丁目	200
西荻東九十五丁目	95丁目	201
西荻東九十六丁目	96丁目	202
西荻東九十七丁目	97丁目	203
西荻東九十八丁目	98丁目	204
西荻東九十九丁目	99丁目	205
西荻東百丁目	100丁目	206

別表1

別表1



制定日、改正・施行日の明記。

不要な附則の削除。

区域の明確化と番地の明記。

西荻南区民集会所の位置の変更。

